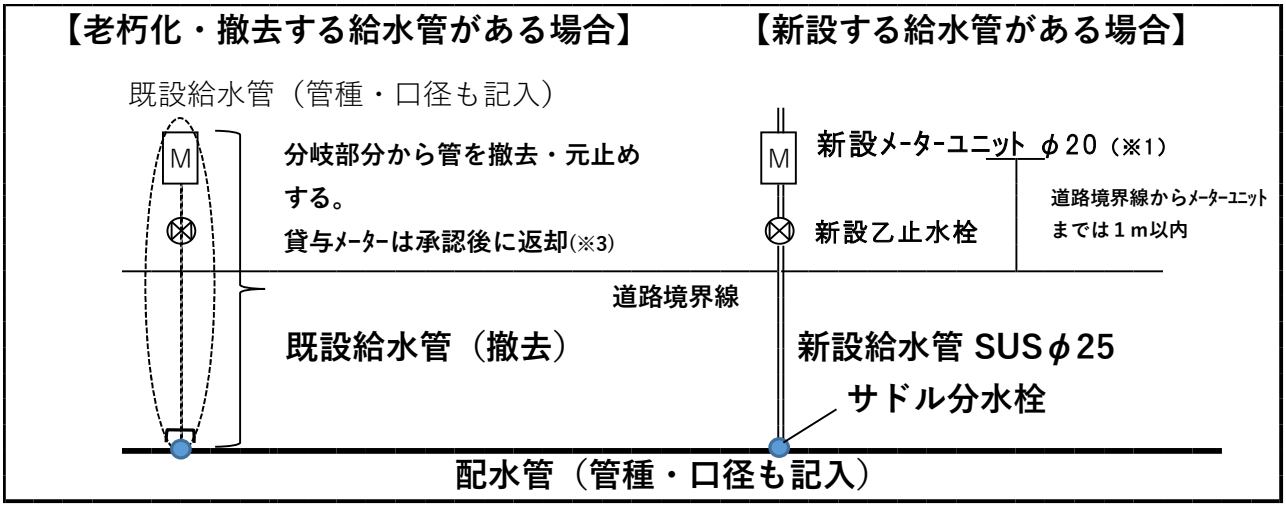
参考資料　令和８年１月吉川市水道課作成

## 宅地開発事前協議の給水計画に図示していただく主な内容

「市街化区域内、専用住宅（平屋、２階建て）、敷地面積５００㎡未満」の場合

□ 水道事業の配水管
　　位置、管種、口径

□ 申請者の給水管（給水装置）
　　位置、管種、口径、新設・既設の区別、乙止水栓、ﾒｰﾀｰﾕﾆｯﾄ(口径)、
　　老朽化した既設給水管を撤去・元止めする旨、
　　ﾒｰﾀｰは道路境界線から給水管の平面延長で１ｍ以内に設置する旨を図示してください。




※1 メーターユニットφ20は、駐車スペースの下にならない位置に計画してください。
　また、道路境界線から新設給水管の平面延長で１ｍ以内に設置するよう図示してください。
　ただし、既設給水管が使用できるものに限り、既設乙止水栓から５０ｃｍ以内としています。
※2 事前協議申請書類一式を水道課へご持参のうえお越しください。
※3 法令により、指定給水装置工事事業者が施工する必要があります。（解体業者等は施工出来ません。）

下記メールアドレス宛に修正したPDF図面を提出してください。


所在地：埼玉県吉川市会野谷４９６番地

電話：０４８－９８２－７７１１

メールアドレス：suidou2@city.yoshikawa.saitama.jp

その他

□配水管や既設給水管に関する資料は、直接窓口へ事前調査にお越しください。

□水道を使用する場合、宅地開発事前協議とは別に給水装置工事申込が必要です。工事申込書提出前に、配水管及び給水管の布設状況、加入者分担金納付等の確認を要する為、必ず、事前協議申請書類一式を水道課へお早めにご提出ください。

□市給水装置設置設計基準を満たす給水装置となるよう計画し、市指定給水装置工事事業者が施工してください。同基準により、メーターユニットの新設が必要です。また、老朽化した既設給水管がある場合は、配水管の分岐部分から撤去・元止めして布設替えしてください。なお、既設給水管が給水不良となった場合も、事業主（水道使用者）負担で配水管の取出し部より撤去・元止めを行い、新たに給水管の取出し直しを行って下さい。

□新設メーターユニットの設置位置は、道路境界線から管の平面延長で１ｍ（既設乙止水栓が使用できる場合は５０ｃｍ）以内とし、給水関係図記入例を参考に図面に記載ください。
　また、メーターユニット及び乙止水栓は、車両が上に載らず検針しやすい場所に計画し、植栽内に設置する場合は根の対策をしてください。

□給水管の取出し工事等には、各管理者（道路・河川・水路・警察署）の許可等が必要です。

□給水管の取出し工事等にあたっては、仕切弁から 100 ㎝以上、配水管の継手及び曲管部から 60 ㎝以上、他の分水栓から 30 ㎝以上離して施工する必要があります。他の埋設管に十分ご注意をお願いします。

□断水して施工する必要がある場合は、立会い前に施工方法について水道課と協議し、日程調整及び近隣住民や所有者へ周知連絡等をしてください。

□私設連合管から給水管を分岐する場合、給水装置工事申込時に、私設連合管を引き続き使用する旨の同意書が必要です。

□土地所有者と給水装置所有者が異なる場合等は、給水装置工事申込時に「給水装置土地利用同意書」が必要です。その他、給水装置工事申込時に土地登記簿謄本及び公図（写し）の提出を求める場合があります。

□専用住宅で２階を超える部分に給水装置を設置する場合は、受水槽を設置してください。